



茨城県報

第 158 号

令和 2 年 (2020 年) 11 月 26 日

木 曜 日

目 次

| 規 則 | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| (公 安 委 員 会) | |
| ●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… | 1 |
| 告 示 | |
| ●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) …… | 2 |
| ●道路の区域の変更 (道路維持課) …… | 3 |
| ●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) …… | 4 |
| ●土砂災害警戒区域等の指定の一部解除 (河川課) …… | 5 |
| ●土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) …… | 6 |
| ●土地区画整理組合の定款変更の認可 (都市整備課) …… | 7 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) …… | 8 |
| 公 告 | |
| ●事業計画変更の縦覧 (宅地整備販売課) …… | 8 |
| ●地籍調査の成果認証 (農地整備課) …… | 9 |
| (企 業 局) | |
| ●江戸崎工業団地第 5 号画地の進出予定事業者の公募について…………… | 9 |
| (病 院 局) | |
| ●落札者等の公示 (3 件) …… | 10 |
| (警 察 本 部) | |
| ●落札者等の公示…………… | 11 |

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第16号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県公安委員会委員長 本 間 源 基

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和53年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 の 3 第 1 項 第 5 号 中 「第 44 条」 を 「第 44 条 第 1 項」 に 改 め る。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 9 号中「第 44 条各号」を「第 44 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第 1215 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サブラスクエア アネックス カインズ龍ヶ崎店

龍ヶ崎市小柴 1 丁目 1 番 5

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

令和 2 年 9 月 7 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 697.6m²

(変更後) 745.6m²

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 30 分

(変更後) 午前 9 時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時

(変更後) 午前 8 時 30 分～午後 9 時

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 24 時間

(変更後) 24 時間（一部午前 6 時～午前 8 時 30 分）

(3) 届出年月日

令和 2 年 8 月 26 日

2 市町村の意見

| 事 項 | 龍ヶ崎市からの意見の概要 |
|-------------------------|---|
| ア 交通の安全性確保について | ・歩行者と自動車の円滑な通行のための交通誘導員の配置に配慮すること。 |
| イ 駐車場及び駐輪場の必要台数の確保について | ・来客の自動車が周辺道路の円滑な交通を阻害することのないよう必要十分な駐車台数を確保すること。また、来客の自転車を周辺の歩道に止めることにより、歩行者の通行を阻害することのないよう、適正規模の駐輪場を確保すること。 |
| ウ 防犯対策について | ・防犯及び非行防止への対策として、店外への防犯カメラの設置も検討すること。 |
| エ 騒音・振動・悪臭・照明などについて | ・周辺に第 1 種住居地域や第 1 種中高層住居専用地域があることから、周辺住民等に対して十分な配慮をすること。特に、荷さばき施設については、住宅に近い場所に位置していることから、深夜から早朝（午後 11 時から午前 8 時まで）の間に荷さばき作業を行う際には、騒音等の発生について十分な配慮をすること。また、室外機などの機器等から発生する低周波騒音についても、必要に応じて対策を講じること。そのほか、苦情等が発生した場合には、早急な解決に向けて、誠意を持って対応すること。 |
| オ 騒音・振動規制法による規制基準遵守について | ・騒音・振動規制法にかかる特定工場等（特定施設等）に該当する場合や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、遅滞なく届出を行い、規制基準等を遵守すること。 |
| カ 廃棄物の保管、処分について | ・関係法令を遵守し、適正に管理すること。 |

| 理 由 |
|--|
| <p>ア 交通安全 大規模小売店舗の変更に伴って生ずる歩行者及び自転車、自動車等での来客への周辺道路における円滑な交通を阻害することのないように安全面から配慮する必要があるため。</p> <p>イ 駐車場・駐輪場の確保 当該店舗は交通量の多い県道八代庄兵衛新田線沿いに位置し、店舗利用者等による交通渋滞や出入口付近における交通トラブルが想定されることから、十分な安全対策を講じる必要があるため。</p> <p>ウ 防犯 店舗周辺には商業施設等が点在し人の往来が多いことから十分な防犯対策を要するため。</p> <p>エ 騒音・振動・悪臭・照明 周辺住民等を考慮し、住環境を守るため、必要な措置を講じる必要があるため。</p> <p>オ 騒音・振動規制法による規制基準 施設が特定工場等（特定施設等）に該当する場合や、指定されている種類の建設作業機械を使用する際には、必要に応じて基準を遵守するための措置や整備を行う必要があるため。</p> <p>カ 廃棄物の保管、処分 廃棄物処理法などの関係法令に基づき、適正な管理義務があるため。</p> |

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 | |
|--|-------|-------|------|-------|-------|
| 東茨城郡城里町大字粟字中粟595番1地先 から 東茨城郡城里町大字石塚字上町2562番1地 先まで | (A) | 最大 | メートル | 1,288 | |
| | | 最小 | メートル | | |
| | 旧 (B) | 最大 | 987 | | |
| | | 最小 | 27.0 | | |
| | (A) | 最大 | 56.2 | | 1,288 |
| | | 最小 | 10.5 | | |
| 新 (B) | 最大 | 987 | | | |
| | 最小 | 27.0 | | | |
| (C) | 最大 | 34.0 | 859 | | |
| | 最小 | 14.1 | | | |

茨城県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市古徳字中道1915番6から
那珂市瓜連字壁内229番9まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月30日

茨城県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字布佐字上谷原2652番から
稲敷郡美浦村大字舟子字南2259番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月3日

茨城県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 北茨城大子線

- 2 供用開始の区間 常陸太田市里川町字開山478番2地先から
常陸太田市里川町字開山357番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月27日



茨城県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和2年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間 つくば市下横場字根崎161番4地先から
つくば市下横場字根崎398番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月29日



茨城県告示第1221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、次の箇所の指定を解除する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所安全まちづくり推進課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 指定を解除する箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 告示番号 |
|-------|--------------|---------------------|-----------------|
| 常陸大宮市 | 間々 | 急傾斜地の崩壊 | 平成21年茨城県告示第308号 |
| | 館 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 滝沢 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸-1 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸-2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大沢前 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 館下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 荒町下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 新地 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 石崎 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 西ノ内 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 登屋 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | 平成22年茨城県告示第311号 |
| | 小割 | 急傾斜地の崩壊 | 平成26年茨城県告示第110号 |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 指定を解除する箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 告示番号 |
|-------|--------------|---------------------|-----------------|
| 常陸大宮市 | 間々 | 急傾斜地の崩壊 | 平成21年茨城県告示第308号 |
| | 館 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 滝沢 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－1 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大沢前 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 館下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 荒町下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 新地 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 石崎 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 西ノ内 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 登屋 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | 平成22年茨城県告示第311号 |
| 小割 | 急傾斜地の崩壊 | 平成26年茨城県告示第110号 | |

茨城県告示第1222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所安全まちづくり推進課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示 |
|-------|-------|---------------------|-------------------|
| 常陸大宮市 | 間々 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 館 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 滝沢 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－1 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大沢前 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 館下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 荒町下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 新地 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 石崎 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 西ノ内 | 急傾斜地の崩壊 | |

| | |
|---------|---------|
| 登屋 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 |
| 小割 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中居 | 地滑り |
| 盛金高井釣 | 地滑り |
| 北富田大崎 | 地滑り |
| 舟生滝沢 | 地滑り |
| 諸沢戸屋北 | 地滑り |
| 諸沢赤坂 | 地滑り |
| 西野内 | 地滑り |
| 小舟 | 地滑り |
| 入本郷高所之草 | 地滑り |
| 国長下国長 | 地滑り |
| 国長吉エ沢 | 地滑り |
| 小瀬沢根岸 | 地滑り |
| 国長 | 地滑り |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|---------------------|--|
| 常陸大宮市 | 間々 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 館 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 滝沢 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－1 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根岸－2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大沢前 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 館下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 荒町下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 新地 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 石崎 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 西ノ内 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 登屋 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 小割 | 急傾斜地の崩壊 | |

茨城県告示第1223号

結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 茨城県結城市大字結城1447番地 (変更前)

茨城県結城市中央町二丁目3番地 (変更後)

事 業 施 行 期 間 自 平成30年9月3日

至 令和4年3月31日

施 行 地 区 茨城県結城市大字上山川字石堂, 字大久保, 字前割及び字谷迎の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成30年9月3日

2 公告すべき変更の内容

事 務 所 の 所 在 地

3 変更認可の年月日 令和2年11月26日

茨城県告示第1224号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 茨城県結城市中央町二丁目3番地

事 業 施 行 期 間 自 平成30年9月3日

至 令和4年3月31日

施 行 地 区 茨城県結城市大字上山川字石堂, 字大久保, 字前割及び字谷迎の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成30年9月3日

2 変更認可の年月日 令和2年11月26日

公 告

●事業計画変更の縦覧

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同法同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により下記事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和2年12月24日(木)までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧期間 令和2年11月27日(金)から令和2年12月10日(木)までの2週間

- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 縦覧場所 水戸市笠原町 978 番 6
 茨城県営業戦略部宅地整備販売課 (茨城県庁内 15 階)
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- つくば市島名 2335 番地 (つくば市諏訪 C13 街区 7 ウィンズヒル 2 階)
 茨城県土浦土木事務所つくば支所

◎地籍調査の成果認証

水戸市、つくば市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により認証した。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

| | |
|--------------|---|
| 調査を行った者の名称 | 水戸市、つくば市 |
| 成果の名称 | 地籍図及び地籍簿 |
| 調査を行った地域及び期間 | 水戸市笠原町の一部【笠原Ⅲ地区】 平成 30 年 11 月 27 日から 平成 30 年 12 月 6 日まで つくば市大白裕・平・小白裕・柳橋の各一部【葛城Ⅳ地区】 平成 30 年 11 月 7 日から 平成 30 年 12 月 19 日まで |
| 認証年月日 | 令和 2 年 11 月 18 日 |

(企業局)

◎江戸崎工業団地第 5 号画地の進出予定事業者の公募について

江戸崎工業団地第 5 号画地 (未造成) の進出予定事業者を次のとおり公募します。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県公営企業管理者
 企業局長 澤田 勝

- 1 江戸崎工業団地第 5 号画地の所在地
 茨城県稲敷市江戸崎みらい地内

2 分譲面積

| 画地 | 分譲面積 (ha) | 摘要 |
|---------|-----------|---------|
| 第 5 号画地 | 約 3.2 | 区画の分割不可 |

3 分譲価格

本件土地は未造成であるため、分譲価格は、最低素地価格 (平米単価 : 1,900 円) に公共公益施設 (調整池, 緑地等) 整備費用等を加算した金額を参考に決定します。

4 申込条件等

江戸崎工業団地第 5 号画地オーダーメイド型造成に係る進出予定事業者公募要領 (令和 2 年 11 月) (以下「公募要領」という。) に定めるところによります。

5 申込書受付期間

令和 2 年 11 月 26 日 (木) から令和 2 年 12 月 16 日 (水) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

なお、当該期間に申込みがなかった場合は、申込書を随時受け付けます。

6 進出予定事業者の決定

立地企業選考委員会において、審査・選考の上、進出予定事業者を決定し、優先交渉権に関する協定書を締結します。

土地分譲契約については、優先交渉権を得た進出予定事業者の計画概要等を基に土地造成に係る設計を行い、分譲価格を算定した上で、進出予定事業者との協議の後、契約を締結します。

7 申込みに必要な書類

公募要領に定める「江戸崎工業団地造成工場敷地譲受申込書」及び添付書類

8 公募要領交付及び申込受付場所

茨城県企業局企画経営室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

029-301-4938 (直通)

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程 (平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 22 号) 第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①臨床用ポリグラフ 1 式の調達 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵 6528 ③令和 2 年 11 月 5 日 ④株式会社アステック 茨城県つくば市東新井 14-3 シバハシビル 5 F ⑤31,980,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦令和 2 年 9 月 24 日 ⑧最低価格

~~~~~  
●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 11 月 26 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①人工心肺システム1式の調達 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③令和2年11月5日 ④ティック株式会社 東京都北区王子本町1丁目17番6号 ⑤56,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和2年9月24日 ⑧最低価格

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年11月26日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①病理部門システム1式の調達 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③令和2年11月5日 ④中山商事株式会社 水戸営業所 茨城県ひたちなか市田彦字寄井新田1019番地の2 ⑤37,450,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和2年9月24日 ⑧最低価格

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年11月26日

茨城県警察本部長 河 合 信 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①全庁ネットワーク用パソコン等の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③令和
2年11月12日 ④株式会社J E C C専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤月額2,409,900円
(消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和2年10月1日 ⑧落札方式は最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)